

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月30日

豊後大野市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				三重町浅瀬地区	設定なし	令和6年度～令和10年度	三重町宇対瀬みらい会
○				清川町伏野地区	設定なし	令和6年度～令和10年度	清川町中野保全会
○				大野町宮迫地区	設定なし	令和6年度～令和10年度	宮迫周辺地域資源保全推進協議会
○				緒方町片ヶ瀬地区、朝地町朝地地区	設定なし	令和6年度～令和10年度	竹田地域広域協定
○				大野町大原地区	設定なし	令和6年度～令和10年度	大野町大鳥保全会